

I 更新講習の概形

関口 昌秀

教員免許状更新講習(以下「更新講習」)の仕組みは、以下のようなものである¹。

以下で述べるのは、「ふつうの教員免許」の対象者についてであり、細かく言うと、教諭の免許状以外に、養護教諭の免許状と栄養教諭の免許状も更新講習の対象に含まれるが、それらについてここでは述べない。「更新講習の概形」にとっては不必要だからである。

1 10年ごとの免許更新

2007年6月に改正された教育職員免許法によって、2009年4月1日から免許取得後10年ごとに免許を更新していくこととなった。しかも、この枠組みが改正法以前の免許取得者にも適用されることになった。現実の問題としては、既に免許を取得している人々の免許更新が大きな問題となった。

免許更新の現実の運用は、まず更新講習の受講対象者を限定することにした。現職教員(非常勤を含む)とその予備軍を更新講習の対象者とし、それ以外の免許保持者は更新講習の受講対象としないこととした。それほど規模の更新講習の講座開設が不可能であったからである。

免許既得者の更新に関しては、最初の10年間について年齢基準でやっていくこととした。2009年3月31日までの旧法での免許取得者は、2009年4月からの10年間、35才、45才、55才を対象とすることにした。

更新講習の受講期間は2年間である。たとえば、35才の対象者の場合、35才の誕生日を迎える年度までの2年間が受講期間となる。正確に言うと、更新修了確認の事務期間を2ヶ月取っているの、その分ずれる。32才の年の2月から35才の年の1月までの2年間が受講期間で、2月、3月は修了確認の事務期間となる。これが当初の予定であった。ここに微修正が加わった。

2011年1月が最初の修了確認だが、文科省の抽出調査によれば、2010年11

月段階で未受講者が5,000人ほど出ると予測されている²。そのため、修了確認の2ヶ月間の延長願いを認めることにした。1月末までに延長願いを出せば、2月から3月までの間に更新講習を受講すれば、修了確認手続は年度があらたまった4月からの2ヶ月でもよいとした。以後、この方式で行われることとなった。

未受講者がどれほどの数に昇るかはわからない。現在(2011年1月)のところ、それほど問題とされてないようであるが、制度運営上は大問題となる可能性がある。

2 大学の行う更新講習

更新講習を開設し実施する機関は、主に大学ということになった。実施するといっても、実施可能な機関という意味であり、大学に実施の義務があるわけではない。大学における教員養成の課程(教職課程)と同様に、実施したい大学が申請して認可を受けるというシステムである。都道府県の教育委員会も実施できることになったが、どの機関にも更新講習を実施する義務はない。そういう形になっている。したがって、このシステムは、受講対象者と更新講習の定員との間で需要供給問題が発生する可能性をかかえている。

当初、文科省は、更新講習の開設大学としては、教員養成系国立大学を想定していたようである。少なくとも、講習の中核となる必修12時間部分の講習については、そう考えていたと思われる。法律制定後、全国各地で行われた説明会でのニュアンスからそう考えられるのである。

途中で、私立大学を含めて、現在の教員養成システムに近い規模にしないと、受講対象者の数を賄うだけの講習が開講できないことがわかったようである。法制定時に決まっていたことは、教員免許の更新制と、それが既得免許者にも及ぶということ—これも厳密な法律論から言えば、法適用の不遑及の原則に違反することであり、適法か否か疑わしいことであるが、社会的には大きな議論とはならなかったが—であった。

免許既得者の数は、400万人規模と言われ、そうすると年間40万人が受講対象者となってしまう。これに対して、現役の教員の数は100万人程度と見積られる。この数が推定されたのも、法制定後数ヶ月経っていたように思わ

れる。

免許の管理は都道府県の教育委員会であり、原則として出身大学の所属地の委員会である。これまでは、免許取得者の正確な人数というものは把握されていなかったと思われる。たとえば、中学校と高等学校の数学免許は学校種が異なるので別免許となる。これまで管理していたのはこの授与した免許であって、免許を保持する個人ごとの管理は存在していなかった。

したがって、「名寄せ」をし、個人ごとに免許保持者数を確認しなければならなかった。これが行われたのは、試行講習が行われた2008年度のことであった。これは紙媒体で一つひとつしなければならぬ手作業だったとのことである。このことから、更新制の制定がいかに準備のないものだったかがわかる。それはともかく、2007年の秋口ころ、教員養成系国立大学だけでは、大都市圏での更新講習が無理な状況となることを、文科省は把握したように思われる。

確かに、地方では、教員養成系国立大学だけで実施可能な状況にあったところが多い。しかし、大都市部での更新講習の受講対象者は、現任教員中心に対象者を限定しても、教員養成系国立大学だけでは間に合わなかった。たとえば、神奈川県の場合、受講対象者は毎年4,000名程度存在し、それを横浜国立大学だけで受け入れることは無理なことである。

このような状況から、私立大学でも必修領域部分の講習が実施できるところでは積極的に開講するよう、県の教育委員会も大学側に働きかけるようになった。このように状況が動いたのは、2008年度、試行講習の年に入ってからである。

講習の実施には費用が発生する。大学側だけではない。県の教育委員会にも費用は発生する。更新講習の修了確認という新しい業務に伴う費用である。その予算に対する国費からの補助があったか否かわからないが、このような形の新規事業に対して、どの機関も当初消極的だったのは理解できることであろう。

3 30時間の講習

教員免許の更新に必要な講習は、全部で30時間(以上)とされている。この

30時間は、12時間の必修領域の講習と18時間の選択領域の講習に区分されている。必修領域の内容は「教育の最新事情に関する事項」とされ、これはさらに細かく区分された項目からなっている。選択領域は「教科指導、生徒指導、その他の教育の充実にに関する事項」とされ、かなり自由度の高い内容となっている。

必修領域の内容は、まず次のような4つの項目に区分される。(1)教職についての省察、(2)子どもの変化についての理解、(3)教育政策の動向についての理解、(4)学校の内外における連携協力についての理解。

この4項目が、それぞれ2つの細目に区分される。

(1)は、(ア)学校を巡る近年の状況変化、(イ)教員としての子ども観、教育観等についての省察。(2)は、(ウ)子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)、(エ)子どもの生活の変化を踏まえた課題。(3)は、(オ)学習指導要領の改訂の動向等、(カ)法令改正及び国の審議会の状況等。(4)は、(キ)様々な問題に対する組織的対応の必要性、(ク)学校における危機管理上の課題。

そしてさらに、細目に「含めるべき内容・留意事項」が次のように規定されている。

(ア)に含めるべき内容として、a)客観的・具体的材料(各種報道・世論調査・統計等)の適切な利用。(イ)に含めるべき内容として、b)子ども観、教育愛等についての省察、c)教育的愛情、倫理観、遵法精神、その他教員に対する社会的要請の強い事柄。(ウ)に含めるべき内容として、d)子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容、e)特別支援教育に関する新たな課題(LD、ADHD等)。(エ)に含めるべき内容として、f)居場所づくりを意識した集団形成、g)多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割、h)生活習慣の変化を踏まえた生徒指導、i)社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育、j)その他の課題、k)カウンセリングマインドの必要性。(オ)に含めるべき内容として、l)総則の趣旨の理解、m)意欲を喚起する学習指導、n)子どもの実態を踏まえた道徳・特別活動の指導、o)その他近年の状況を踏まえた内容。(カ)に含めるべき内容として、p)法令改正、国の審議会の状況等。(キ)に含めるべき内容として、q)学校組織の一員としてのマネジ

メント・マインドの形成、r) 保護者・地域社会との連携、s) その他近年の状況を踏まえた内容、t) 対人関係、日常的コミュニケーションの重要性。(ク)に含めるべき内容として、u) 校内外の安全確保に関する内容、v) 情報セキュリティなど近年の状況を踏まえた内容。

正確に言えば、f)からj)、m)からo)、そしてq)からs)は、これらのどれかの内容を含めればよく、すべてを含める必要はない。しかし、それにしても随分細かく講習の内容が規定されていることがわかるだろう。必修講習の内容はこのように細部にわたって規定されている。

さて、講習の時間だが、講習は1日6時間行うことを標準的な形とし、必修講習は先の細かな内容について12時間2日分1まとめに1講座とする。これに対し、選択講習の方は、6時間でも、12時間でも、18時間でも1講座とすることができ、その講座ごとに修了確認する。修了確認は「厳格な」修了確認試験に基づくこととなっている。試験はいわゆるペーパーテストをする必要はない。講習の内容に応じて、実技試験でもよい。ただし、その場合でも「厳格な」修了確認試験が求められている。

大学等が行う講座は、日時・内容・担当講師を前もって文科省に申請し認可を受けてはじめて開講の運びとなる。同じ内容で講習を行う場合でも、毎年講座ごとに申請し認可を受けなければならない。このように大分面倒な仕組みとなっている。

4 時間の問題

更新制に関しては、講習30時間という規定に替えて、単位とすべきだったという議論もある。いわゆる「教員養成6年制」との関係で、更新制が今後どのようなになるかも不安定な状態にあるが、もし更新制廃止となった場合、更新講習を受けた時間を単位換算するという問題の発生も可能性としてはある。だが、そういうことは可能なのだろうか。

免許更新に必要な30時間は、60分を1時間とするふつうの意味での物理的な時間である。これに対して大学の単位計算は、多くのパターンとして90分授業15回で2単位とするものである³。この計算でいくと、22.5時間で2単位となる。

だが、大学設置基準によれば、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」という規定の前提として、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とするという規定がある(大学設置基準第21条2)。たとえば、15時間で1単位とする場合、45時間との差30時間は、授業外の「学修」となるわけである。授業の外に、その予習復習の時間があると考えればわかりやすいだろう。

このように、大学の単位計算には授業外の学修を想定している。しかし、更新講習の時間規定は、講習外の時間については規定していない。実際、6時間講習の場合、1日で終るのだから、講習外の時間はない。そう考えると、先ほどの22.5時間を2単位とする計算は正しくない、ということになるのである。

注

- 1 主として、文部科学省初等中等教育局教職員課「教員免許更新制のしくみ」平成20年4月、に基づく。
- 2 平成22年11月11日付文部科学省文書「教員免許更新制における免許状更新講習の受講等について」には、「およそ5,100人」と見積られている。
- 3 90分を2単位時間とするのは、1単位時間45分という小学校の規定(学校教育法施行規則別表1)に従うものである。周知のように、中学校・高等学校は1単位時間50分である(同別表2、高等学校学習指導要領の総則)。